

別添参考様式1号（別記2別紙様式第3号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業（収益性向上対策・生産基盤強化対策）
都道府県事業実施方針

都道府県名 鳥取県

策定：令和5年2月10日

I 収益性向上対策

1 目的

水田・野菜・花き・果樹等の産地が創意工夫を活かし、地域の強みを活かして起こすイノベーションを促進することにより競争力強化を図る取組を加速化させる必要がある。
このため、本県の農業について、
①鳥取県農業生産1千億円達成プラン
②鳥取県農業振興地域整備基本方針
③鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針
④人・農地プラン
⑤水田収益力強化ビジョン
⑥鳥取県果樹農業振興計画
⑦鳥取県花き振興計画
⑧鳥取県米ビジョン
と整合させつつ、地域（平場・中山間地域）の営農戦略に基づいて実施する産地としての高収益化に向けた取組を総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	
野菜 〔露地〕 白ねぎ、 ブロッコリー、 アスパラガス、 らっきょう、	○販売額又は所得額の10%以上の増加 ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により収益性の高い野菜産地の形成を推進 ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い野菜産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 【効果の比較の考え方】 ・JAや直売所、市場等への出荷販売額や、これから算出される所得額で比較する。

<p>ナガイモ、ダイコン、さといも 等</p> <p>[施設]</p> <p>すいか、トマト類、葉物類、いちご、アスパラガス、小玉スイカ 等</p>	<p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により生産性の高い野菜産地の形成を推進 ・省力化技術や機械・設備の導入により野菜栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の生産コストで比較。ただし、集出荷施設のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により実需者ニーズに応じた野菜産地の形成を推進 ・機械・設備の導入により、作業受委託体系の構築や実需者ニーズに応じた野菜産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の契約割合で比較する。 <p>○需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、需要が見込まれる品目・品種への転換率100%の野菜産地の形成を推進 ・機械・設備の導入により、需要が見込まれる品目・品種への転換率100%の野菜産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要が見込まれる品目・品種の転換率で比較する。 <p>○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合に限定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、輸出向け出荷量又は出荷額の増加に向けた野菜産地の形成を推進 ・機械・設備の導入により、輸出向け出荷量又は出荷額の増加に向けた野菜産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較する。 <p>○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合）</p>
--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、輸出に向けた野菜産地の形成を推進 ・機械・設備の導入により、輸出に向けた野菜産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総出荷額に占める輸出向け出荷額又は輸出向けの年間出荷量で比較する。 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、野菜産地の労働生産性の向上を推進 ・機械・設備の導入により、野菜産地の労働生産性の向上を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間（直接労働時間又は直接労働時間のうち過半数を超える特定のまとまりをもつ労働時間）の削減率で比較する。
<p>花き</p> <p>花壇用苗もの類、 切り花類、 芝</p>	<p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により収益性の高い花き産地の形成を推進 ・機械化一貫体系の導入により収益性の高い花き産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAや直売所、市場等への出荷販売額や、これから算出される所得額で比較する。 <p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により生産性の高い花き産地の形成を推進 ・省力化技術や機械・設備の導入により、花き栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の生産コストで比較。ただし、集出荷施設のみの取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により実需者ニーズに応じた花き産地の形成を推進 ・機械・設備の導入により、作業受委託体系の構築や実需者ニーズに応じた花き産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p>

・産地の契約割合で比較する。

○需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%

- ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、需要が見込まれる品目・品種への転換率100%の花き産地の形成を推進
- ・機械・設備の導入により、需要が見込まれる品目・品種への転換率100%の花き産地の形成を推進
- ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進

【効果の比較の考え方】

- ・需要が見込まれる品目・品種の転換率で比較する。

○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合に限定）

- ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、輸出向け出荷量又は出荷額の増加に向けた花き産地の形成を推進
- ・機械・設備の導入により、輸出向け出荷量又は出荷額の増加に向けた花き産地の形成を推進
- ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進

【効果の比較の考え方】

- ・輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較する。

○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合）

- ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、輸出に向けた花き産地の形成を推進
- ・機械・設備の導入により、輸出に向けた花き産地の形成を推進
- ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進

【効果の比較の考え方】

- ・総出荷額に占める輸出向け出荷額又は輸出向けの年間出荷量で比較する。

○労働生産性の10%以上の向上

- ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、花き産地の労働生産性の向上を推進
- ・機械・設備の導入により、花き産地の労働生産性の向上を推進
- ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進

【効果の比較の考え方】

- ・労働時間（直接労働時間又は直接労働時間のうち過半数を超える特定のまとまりをもつ労働時間）の削減率で比較する。

<p>果樹</p> <p>なし、 かき、 ぶどう、 くり</p>	<p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により収益性の高い果樹産地の形成を推進 ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進 ・省力化機械やジョイント栽培等の新技術・新品種の導入により、収益性の高い果樹産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JAや直売所、市場等への出荷販売額や、これから算出される所得額で比較する。 <p>○生産コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により生産性の高い果樹産地の形成を推進 ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進 ・省力化機械やジョイント栽培等の新技術・新品種の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の生産コストで比較する。 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により実需者ニーズに応じた果樹産地の形成を推進 ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進 ・省力化機械やジョイント栽培等の新技術・新品種の導入により、実需者ニーズに応じた果樹産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の契約割合で比較する。 <p>○需要減が見込まれる品目・品種から需要が見込まれる品目・品種への転換率100%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、需要が見込まれる品目・品種への転換率100%の果樹産地の形成を推進 ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進 ・省力化機械やジョイント栽培等の新技術・新品種の導入により、需要が見込まれる品目・品種への転換率100%の果樹産地の形成を推進 ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要が見込まれる品目・品種の転換率で比較する。
--	--

○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合に限定）

- ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、輸出向け出荷量又は出荷額の増加に向けた果樹産地の形成を推進
- ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、輸出向け出荷量又は出荷額の増加に向けた生産体制を整備する取組を推進
- ・省力化機械やジョイント栽培等の新技術・新品種の導入により、輸出向け出荷量又は出荷額の増加に向けた果樹産地の形成を推進
- ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進

【効果の比較の考え方】

- ・輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較する。

○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合）

- ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、輸出に向けた果樹産地の形成を推進
- ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、輸出に向けた生産体制を整備する取組を推進
- ・省力化機械やジョイント栽培等の新技術・新品種の導入により、輸出に向けた果樹産地の形成を推進
- ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進

【効果の比較の考え方】

- ・総出荷額に占める輸出向け出荷額又は輸出向けの年間出荷量で比較する。

○労働生産性の10%以上の向上

- ・鳥取型低コストパイプハウスや生産に必要な資材の導入により、果樹産地の労働生産性の向上を推進
- ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進
- ・省力化機械やジョイント栽培等の新技術・新品種の導入により、労働生産性の向上に向けた果樹産地の形成を推進
- ・集出荷施設等の新設、再編合理化を推進

【効果の比較の考え方】

- ・労働時間（直接労働時間又は直接労働時間のうち過半数を超える特定のまとまりをもつ労働時間）の削減率で比較する。

<p>水稻、麦、大豆</p>	<p>○生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積、作業受委託を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・加工処理施設等の導入により、生産物の高付加価値化を推進 ・乾燥調製施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の生産コストで比較。ただし、集出荷施設のみ取組については、集出荷・加工コストで比較することも可能。 <p>○販売額又は所得額の10%以上の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積、作業受委託を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・加工処理施設等の導入により、生産物の高付加価値化を推進 ・乾燥調製施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸、小売店、消費者等への10a当たりの出荷販売額や、これから算出される所得額で比較する。 <p>○契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積、作業受委託を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・加工処理施設等の導入により、生産物の高付加価値化を推進 ・乾燥調製施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地の契約割合で比較する。 <p>○輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加（直近年の輸出実績がある場合に限定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積、作業受委託を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・加工処理施設等の導入により、生産物の高付加価値化を推進 ・乾燥調製施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向けの出荷量又は出荷額の増加率で比較する。
----------------	--

	<p>○総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上（新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積、作業受委託を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・加工処理施設等の導入により、生産物の高付加価値化を推進 ・乾燥調製施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総出荷額に占める輸出向け出荷額又は輸出向けの年間出荷量で比較する。 <p>○労働生産性の10%以上の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落営農組織への土地利用集積、作業受委託を推進 ・中心的経営体の機械作業の集約化を推進 ・加工処理施設等の導入により、生産物の高付加価値化を推進 ・乾燥調製施設等の新設、再編合理化を推進 <p>【効果の比較の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間（直接労働時間又は直接労働時間のうち過半数を超える特定のまとまりをもつ労働時間）の削減率で比較する。
--	---

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

(1) 本事業の推進・指導

産地生産基盤パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県（生産振興課、地方事務所、農業改良普及所等）、市町村及びJA等と連携し、推進・指導に当たるものとする。

(2) 地域協議会等が作成する産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

産地生産基盤パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査に当たっては、県（生産振興課、地方事務所）又は市町村に属する補助事業に精通した者が主となり審査するなど精度を高めるように努めるものとする。

また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、生産振興課及び地域協議会等の管内の関係者（県、市町村、JA等）で事前確認及び連絡調整を密にする。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
野菜 花き 果樹 水稲、麦、大豆	<p>○補助対象施設 産地生産基盤パワーアップ事業交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）の別表2（収益性向上対策・生産基盤強化対策）のⅡの1のメニュー欄に掲げる施設を助成対象とする。</p> <p>○取組要件 国要綱の別記2の別紙1及び共通1、2及び3の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p>

（注）整備事業について、国の要件をそのまま準用する場合は、その旨を記載すること。

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
野菜 花き 果樹 水稲、麦、大豆	<p>○取組要件 国要綱の別記2の別紙1の要件等を満たす取組を事業対象とする。</p> <p>○補助対象機械及び資材 別紙のとおり</p>

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件

(2) 整備事業

国要綱に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

1 計画申請時

(1) 整備事業

- ①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程、⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）等

(2) 生産支援事業

機械導入：①申請者の規約（任意組織等の場合）、②費用対効果分析、③機械の利用計画、④能力・台数などの算定根拠、⑤見積書、⑥カタログ、⑦前年度の青色申告書（農業者の場合）等

機械リース導入：①申請者の規約（任意組織等の場合）、②機械のリース計画、③能力・台数等の算定根拠、④見積書、⑤カタログ等

生産資材の導入：①申請者の規約（任意組織等の場合）、②設置場所の位置図及び写真（低コストハウス導入の場合）、③実施計画書（資材明細書等）、④営農計画書（低コストハウス導入の場合）、⑤見積書等

2 請求時

(1) 整備事業

- ①施設整備に係る入札関係書類、②工事請負契約書、③出来高設計書、④財産管理台帳等

(2) 生産支援事業

機械導入：①機械導入等に係る入札関係等書類、②発注書、③納品書・請求書、④領収書（支払済みの場合）、⑤財産管理台帳等

機械リース導入：①機械リース導入等に係る入札関係等書類、②発注書、③リース契約書、④借受証、⑤納品書・請求書、⑥領収書（支払済みの場合）等

生産資材の導入：①生産資材導入等に係る入札関係等書類、②発注書、③納品書・請求書、④領収書（支払済みの場合）、⑤ハウス等の設置後の写真等

6 取組主体助成金の交付方法

(1) 整備事業（うち地域農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画に基づくもの）

①補助金の申請

取組主体は、鳥取県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱（平成28年5月23日付第201600010602号鳥取県農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。）に基づき、市町村、鳥取県（地方事務所）を経由して鳥取県（生産振興課）へ申請書を提出するものとする。

②補助金の交付

鳥取県（生産振興課）は、市町村を経由して助成金を交付するものとする。

(2) 整備事業（うち県農業再生協議会長が定める産地パワーアップ計画に基づくもの）

①補助金の申請

取組主体は、交付要綱に基づき、鳥取県（生産振興課）へ申請書を提出するものとする。

②補助金の交付

鳥取県（生産振興課）は、取組主体へ助成金を直接交付するものとする。

(3) 生産支援事業

①補助金の申請

取組主体は、交付要綱に基づき、市町村を経由して鳥取県（地方事務所）へ申請書を提出するものとする。

②補助金の交付

鳥取県（地方事務所）は、市町村を経由して助成金を交付するものとする。

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

(1) 契約業者の決定に当たっては、以下により事業費の低減を図らなければならない。

- ・整備事業：原則、一般競争入札により契約業者を決定すること
- ・生産支援事業：一般競争入札又は複数の業者より見積もりを徴収し、業者を決定すること

(2) 本事業の補助金を受けた後に事業要件を満たせないこと又は悪意をもって虚偽の内容を申請したこと等が判明した場合には、当該補助金の全部又は一部を返納しなければならない。

(3) 本事業の助成金請求書提出後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その額を返還しなければならない。

(4) 本事業により整備した施設等は、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設定目的に即して最も効率的な運用を図ること等により適正に管理運営するものとする。

(5) 財産の処分制限については、鳥取県産地パワーアップ事業費補助金交付要綱第13条の規定による。

(6) 本事業の補助金を受けた取組主体、地域農業再生協議会、県農業再生協議会は、国要綱別記2の第16の事業評価報告書の取組による効果の発現状況を報告しなければならない。

8 その他

○鳥取県における本事業での産地の条件

- ・生産者の市町村が異なっても、同一部会等に属し、同一JA等に出荷し、研修会・商談会など生産者同士が互いに技術交流や販売対策を行っているとは判断される場合は産地とする。

○目標年度及びその設定の考え方

- ・果樹（なし、かき、ぶどう、くり）については、成園化に時間を要するため、事業実施年度から5年以内を目標年度に設定できる。

○成果目標

- ・事業効果の早期発現を目指し、事業実施期間を1年限りとし、目標年度を事業実施年度の翌々年度とする場合にあっては、「2 基本方針」の「10%以上の」とあるのを「6%を超える」と読み替えたものを成果目標として設定できる。

○その他

- ・この実施方針の策定に伴い、産地パワーアップ事業都道府県事業実施方針（令和2年8月25日策定）は廃止する。
- ・産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官依命通知及び令和2年2月28日付け元生産第1695号農林水産事務次官依命通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知及び令和2年2月28日付け元食産第4536号、元生産第1697号、元政統第1781号農林水産省食品産業局長、生産局長、政策統括官通知）に基づき、本実施方針策定までに実施した事業については、なお従前の例による。

補助対象機械及び資材

1 機械

※特定高性能農業機械導入計画書に示す基準を満たすこと。

対象品目	対象機械	用途・目的
野菜 花き	トラクター	耕起作業等の効率化
	管理機	防除、除草等管理作業の効率化
	耕土改良・造成機械	サブソイラーや溝堀機による排水対策等の効率化
	育苗用機械	播種機等による育苗作業の効率化
	施肥・防除機	ブロードキャスターや畝内部分施肥機等による作業の効率化
	移植機	定植作業等の効率化
	乗用モア	草刈り等防除作業の省力化・軽労化
	収穫機	収穫作業の効率化
	出荷調整機	洗浄、選別作業等の効率化
	その他	産地の高収益化に向けて特に必要と認められる機械
果樹	スピードスプレーヤ	防除に係る作業の省力化・軽労化
	乗用モア	草刈り等防除作業の省力化・軽労化
	その他	産地の高収益化に向けて特に必要と認められる機械
水稻 麦 大豆	トラクター	耕起作業等の効率化
	乗用型田植機	移植作業の効率化
	乗用管理機	防除、除草、施肥等管理作業の効率化
	コンバイン	収穫作業の効率化
	その他	産地の高収益化に向けて特に必要と認められる機械

2 資材

※成果目標の達成に必要な資材とする。

対象品目	対象資材	用途・目的
野菜 花き 果樹	パイプハウス資材	パイプハウスのパイプ、フィルム等
	生産資材	支柱、防虫ネット、防草シート等、複数年利用される資材